

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 6 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

記

1 . 協議の場を設けた区域の範囲

清川町津留地区（更新）

2 . 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 2 月 24 日

3 . 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	2 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	組 織

4 . 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 . 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 . 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体を中心に農地の集積を行い、積極的に利用権設定の取組みを行う。
- ・中心経営体に農地を任せていく農業者については、草刈作業や水路維持管理等の軽作業にできる限り参加し、集落の維持に努力する。
- ・現在（農）清川津留営農組合が中心となってブロックローテーション（麦・大豆の転作）を実施している。現状の体系を維持していくこととするが、利用権設定を行い、土地の利用調整を図っていくことをめざす。